

# 1. 教弘保険 65 歳満期以降の保障制度

## 65 歳満期時の継続のお勧め

最近の生命保険の契約は、高齢化時代を反映して生涯保障のニーズが高まり、終身保険や年金保険が増えています。

日教弘ではこの動向に対応し、ジブラルタ生命と協議して新教弘終身保険や医療保険を開発し、医療や手術・入院へ備えた保険を整え会員の要望に応じてきました。

一般に私たちがこの年代になりますと、他社の保険に加入するには、保険料の高額化、健康審査の難易度の問題があり、教弘保険最後の継続は重要であります。

## ジブラルタ生命の健全性顕著

協栄生命から営業を引き継いだジブラルタ生命は、健全な財務体質を構築して経営指標となるソルベンシーマージン比率も 1124.5% と高く、信頼回復は着実に進んでおり、新規契約は着々と増加しています。現在、国内の主要生命保険会社のなかでもジブラルタ社は上位の評価を受け健全性は顕著です。65 歳満期を迎え、老後の生活安定を考えると、安心できる保障制度の活用をお勧めする次第です。

## 満期後の保障継続は 2 ルート

### ○ルート 1 月払保険料で保障継続

<b>第一種教弘コース</b>	現職中で 55 歳までに加入した第 1 種教弘保険は、 <u>保険料や保険金の変更なしで 75 歳まで継続</u> できます。継続された口数によって、弘済会の会員資格を取得することになります。65 歳時の他の教弘保険から第 1 種教弘保険への移行措置は廃止されました。	<b>教弘追加コース</b>	教弘追加集団は、100 万円単位で最高 1 億円まで加入でき、保険料は年齢別・男女別で、5 年毎に保険料が増加し、80 歳まで継続出来ます。また、友の会会員資格の取得基準となる保険です。 満期時の教弘保険・勤労保険金額内であれば、無診査で加入でき、越える場合は診査が必要です。
-----------------	--	----------------	---

### ○ルート 2 満期受取金で保障継続 ⇒ 終身保障コース

## 2. 65歳満期以降の会員資格について

### 会員資格は教弘追加集団で

弘済会は、教弘保険の保険料を納入されている方で、その口数により6口以上を会員、5口以下を準会員としてきました。退職会員も同じように65歳満期後も第1種教弘保険の加入口数により会員資格を決めてきました。ところが、平成14年12月から第1種教弘保険への移行は取扱停止になり、教弘追加集団（集団契約特約付勤労保険）が代わりの保険になりました。そこで会員資格は現職中に第1種教弘保険に入っていて継続する方と、65歳で教弘追加集団に入る方の二通りに分かれます。

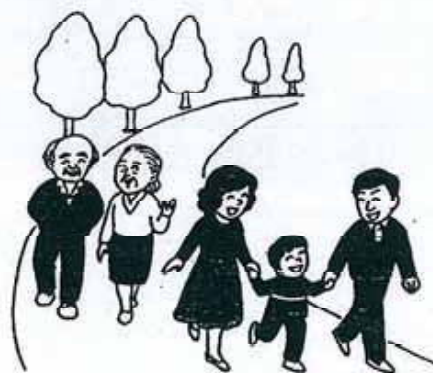
#### ① 第1種教弘保険に入っている方

第1種教弘保険を6口以上継続されますと会員資格が継続されます。

#### ② 教弘追加集団に切り替える方

追加集団の場合、保険料が男女別・年齢別で異なるため、会員資格を口数で決めることができません。そこで次のように資格基準を改定しました。

教弘追加集団の保険料月額	
3,000円以上	⇒ 会員
3,000円未満	⇒ 準会員



### 一時払保険料と会員資格

近年、一時払教弘終身保険等だけに加入して教弘保険を解約される方がおられ、「会報が来なくなった」等の苦情があります。退職後一時払保険等だけに加入し、月々の保険料を支払う教弘保険を解約された方は、会員資格が無くなり会員リストから外れ、会報発送等が止まることになります。一時払保険だけの方は、住所の異動などが把握できなくなり、死亡や入院の事由が起きたときに、保険会社に保険金の請求を行うだけの関係になります。



## 教弘追加集団の概要

### 1 特 徴

- 5年満期で更新
- 保険料は男女別・年齢別で  
月払(2カ月・半年・年払)
- 保険期間は80歳まで
- 死亡保障のみ、満期受取金はない。



### 2 保 険 料 (月 額)

- ◆既に加入した保険は、5年毎の更新となります。

保険金100万円当たり

年 齢	男 性	女 性
65	1,547	701
↓	↓	↓
↓	↓	↓
↓	↓	↓
70	2,462	1,087
↓	↓	↓
↓	↓	↓
↓	↓	↓
75	3,980	1,870

### ◆ 加入モデル例

男 性				女 性			
年齢	口数	保険料	保険金	年齢	口数	保険料	保険金
65	2	3,094円	200万円	65	5	3,505円	500万円
70	2	4,924円	200万円	70	3	3,261円	300万円
75	1	3,980円	100万円	75	2	3,740円	200万円

- 上の表の数値は、平成19年4月2日(月)以降の契約からの適用です。

### 3. 準会員の給付・厚生事業の取扱について

弘済会の会員資格は、教弘保険6口以上の加入を条件としていますが、一時払終身保険等の発足に伴い、一時払保険だけの退職会員が生じ、給付・厚生事業の実施で均衡を図るため、会員資格の明確化が必要になりました。このため、一時払保険だけの加入者の取扱、準会員の取扱を決め、次のように実施しています。

#### (1) 準会員の給付・厚生事業の取扱 (平成8年5月28日役員会決定)

退職会員の中で準会員の給付・厚生事業についての取り扱いは、5ページの表にまとめて掲載している通りです。

#### (2) 教弘追加集団・一時払加入者の取扱

平成15年2月28日取扱要項を改定し、平成15年4月1日より実施。

##### ◆教弘追加集団加入者

1. 保険料月額3千円以上は会員、3千円未満は準会員とする。ただし、第1種教弘保険の口数5口以下の準会員が、保険金1百万円を1口として合計6口以上のときは会員とする。
2. 給付事業等において口数で算定する場合は、保険金1百万円を1口とする。

##### ◆教弘終身保険(終身払)加入者

教弘追加集団加入者の扱いに準じるものとする。

##### ◆一時払保険単独加入者

会員資格無しとする。

## 退職会員の給付・厚生事業の取扱一覧表

事業名	退職会員	準会員(5口以下)
<b>1 給付事業</b>		
(1) 入院見舞金	65歳まで規程適用 新教弘保険1口につき1日100円(上限40口まで、1年度60日限度の制限あり)	65歳まで規程適用
(2) 災害見舞金	75歳まで規程適用 災害の程度により5~30万円	75歳まで規程適用 災害の程度により2.5~15万円 ただし4~5口は規程適用
(3) 退会記念品	65歳・75歳・80歳満期時	65歳・75歳・80歳満期時
<b>2 厚生事業</b>		
(1) 宿泊助成	会員・配偶者	本人のみ助成
(2) 一日ドック検診	会員のみ助成	本人のみ、会員の半額助成
(3) 大腸がん検診	40歳以上の会員と配偶者	40歳以上で本人のみ助成
(4) 弔意(花輪)	連絡により供花	連絡により供花
(5) 出産祝品	アルバム	無し
<b>3 福利事業</b>		
(1) 総会	案内・会費徴収	案内・会費徴収
(2) 親睦旅行	会員・配偶者 会員に助成(国外1万円・国内5千円程度)	本人・配偶者 助成無し(参加は可)
<b>4 会報</b>	年2回配布	年2回配布
<b>5 その他</b>		
(1) 研究助成	著書を対象	著書を対象